

## 教育庁職員等の過重労働による健康障害防止対策取扱要領

(平成19年1月29日教育長決定)

(平成28年3月30日一部改正)

(平成30年3月26日一部改正)

(平成31年3月25日一部改正)

(令和元年5月31日一部改正)

(令和4年3月30日一部改正)

### 第1 趣旨

近年の医学的知見から、脳、心臓疾患の発症が長時間労働と深い関わりを持つとされ、労働時間が長くなるほど発症のリスクが高まると判断されている。

こうしたことから、長時間の時間外勤務により健康への悪影響が懸念される職員及び職場における健康管理に対応するため、過重労働による健康障害の防止に当たっては、教育庁職員等健康管理規程（以下「健康管理規程」という。）に定めるもののほか、この要領により取り扱うものとする。

### 第2 過重労働の報告対象職員

- (1) 直近1月の時間外勤務時間が45時間（週休日の振替又は半日勤務時間の割振変更をした時間を除く。）を超えた職員
- (2) 直近の2か月間から6か月間までのいずれかの1月当たりの平均時間外勤務時間が80時間を超えた（過去の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの平均時間外勤務時間が80時間を超える場合をいう。）職員

### 第3 対象職員の報告

所属長（本庁にあっては課長及び幼児教育推進局幼児教育推進センター長、出先機関及び所管機関にあってはそれぞれの機関の長をいう。以下同じ。）は、第2に定める対象職員について、健康管理規程別記第2号様式の2により、翌月10日までに教職員局福利課（以下「福利課」という。）を經由して産業医に報告するものとする。

### 第4 面接指導対象職員

健康管理規程第26条の2第3項により産業医が行なう面接指導の対象職員の範囲は次のとおりとする。ただし、(1)又は(3)に該当する職員で、1か月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、面接指導を受ける必要がないと産業医が認めた者は除く。

- (1) 直近1月の時間外勤務時間が、80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者、又は、健康上の不安を有している者で、面接指導を申し出た職員
- (2) 直近1月の時間外勤務時間が100時間以上の職員
- (3) 直近の2か月間から6か月間までのいずれかの1月当たりの平均時間外勤務時間が80時間を超えた（過去の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの平均時間外勤務時間が80時間を超える場合をいう。）職員
- (4) 前3号によるほか、所属長及び産業医が必要と認めた職員

### 第5 時間外勤務時間の把握等

- 1 所属長は、所属職員の時間外勤務時間について、パーソナルコンピュータの接続ログ記録によるほか、当該職員に係る時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令（承認）簿に基づき把握し算定するものとする。
- 2 所属長は、時間外勤務時間の算定を行ったときは、第4(1)に定める申出の対象となる職員、(2)及び(3)に該当する職員に対し、速やかに、当該職員に係る時間外勤務時間に関する情報を通知しなければならない。

#### 第6 面接指導の申出等

- 1 所属長は、第4(1)に定める申出の対象となる職員の申出の有無について当該職員から確認するものとする。
- 2 職員は、産業医以外の医師による面接指導を希望する場合は、その旨所属長に申し出て、自ら他の医師による面接指導を受けるものとする。
- 3 面接指導対象職員がいる場合は、産業医の面接指導の資料とするため、自己診断カード（別紙様式1）を健康管理規程別記第2号様式の2と合わせて提出するものとする。
- 4 第1項によるほか、所属長及び産業医が必要であると認める場合は、当該職員に対して第1項の申出を行うよう勧奨することができるものとする。

#### 第7 健康情報の準備

福利課においては、面接指導対象職員について、産業医の面接指導資料とするため、定期健康診断結果など健康情報を準備し産業医に提出するものとする。

#### 第8 産業医による面接指導の実施等

- 1 第4に定める面接指導は、第6の第2項に該当する場合を除き、産業医が行うものとする。なお、面接指導は情報通信機器を用いて行うことができるものとする。
- 2 福利課において産業医等と面接指導日程を調整のうえ、総括衛生管理者から所属長に文書で通知することとし、所属長は当該職員に対して面接指導を受けるよう指示するものとする。
- 3 対象職員との面接指導の結果、所属長との面接指導が必要な場合は、別途総括衛生管理者から通知するものとする。

#### 第9 面接指導結果

- 1 面接指導時における産業医からの指導助言事項等については、過重労働（時間外業務）面接指導結果票（別紙様式2）（以下「面接指導結果票」という。）を総括衛生管理者から所属長に文書で通知するものとする。
- 2 第6の第2項により、職員自ら他の医師による面接指導を受けた場合、その結果については所属長を経由して総括衛生管理者に提出するものとする。

#### 第10 指導助言事項等の改善

所属長は、産業医の指導助言結果、又は第9の第2項による結果に基づき必要があると認める場合は、当該職員のおかれている執務環境の状況などを把握しその改善に努めるなど、健康管理の向上に努めなければならないものとする。

#### 第11 健康情報に係るプライバシーの保護

この要領による事務に従事した者は、職員のプライバシー保護の観点から関係法令に基づいて適切に取扱うものとする。

附 則

この要領は平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。